

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年十二月十四日
第二千二百七十号 金曜日

次の者に保母資格証明書を交付した。

昭和二十六年十二月十四日	
鳥取県知事 西 尾 愛 治	
鳥取市湯所町一三一番地	谷口 俊子
鳥取市吉方町市営住宅	西尾 静子

◇鳥取県告示第五百四十号

民有林開発緊急林道施設補助要綱（昭和二十六年二月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

三、の中「昭和二十六年二月十五日」を「県の指定する期日」に改める。

様式第一号及び様式第三号の中「昭和二十五年」を

主 要 目 次

- ◇告 示 保母資格証明書の交付
民有林開発緊急林道施設補助要綱の一部改正
- 国民健康保険を行う鳥取市外一村に対し條例の一部改正認可
- 医療機関等の追加指定
- 医療機関の指定取消
- 指定医療機関より住所変更の届出
- 指定医療機関の種類変更
- ◇人事委員 會規則 職員勤務条件に関する措置の要求並びに不利益処分審査の請求に関する提出書類の様式
- ◇正 誤 昭和二十六年十月鳥取県規則第七十二号中訂正

告 示

◇鳥取県告示第五百三十九号

鳥取県公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル） 昭和二十六年十二月十四日（昭和四年四月十五日）
火金 曜日發行（時ハ翌日） 第二千二百七十四号（第三種郵便物認可） 一

「昭和 年度」に改める。

◇鳥取縣告示第五百四十一号

国民健康保険を行う次の市、村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條の十二の規定に基づき條例の一部改正を認可した。

昭和二十六年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う市、村 認可年月日

岩美郡小田村 昭和二十六年十一月 八日

鳥取市 昭和二十六年十一月二十九日

◇鳥取縣告示第五百四十二号

昭和二十五年十一月鳥取縣告示第五百五十三号をもつて公示した生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九條の規定による医療機関及び同法第五十五條の規定による助産婦を次のように追加指定する。

昭和二十六年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
名 称 所 在 地

竹内内科医院 鳥取市本町四丁目

柴田医院 鳥取市掛出町

星野医院 鳥取市川端町四丁目

栄村国民健康保険直營診療所 東伯郡栄村角谷

三好医院 東伯郡倉吉町鍛冶町

南條医院 西伯郡光徳村豊成

国民健康保険法勝寺村外四箇村一部事務組合直營病院 西伯郡大国村倭

古志医院 西伯郡賀野村市山

加藤齒科医院 鳥取市片原町

深野齒科医院 東伯郡竹田村穴鴨

井上たけ 岩美郡本庄村本庄

林静子 東伯郡上井町上井

高橋政子 日野郡根雨町根雨

◇鳥取縣告示第五百四十三号

昭和二十五年十一月鳥取縣告示第五百五十三号及び昭和二十六年六月鳥取縣告示第三百五十五号中医療機関の指定を次のように取消した。

昭和二十六年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名 称 所 在 地

柏原齒科医院 米子市皆生

城 医 院 東伯郡浦安町下伊勢

◇鳥取縣告示第五百四十四号

昭和二十五年十一月鳥取縣告示第五百五十三号中指定医療機関から次のように住所変更の届出があつた。

昭和二十六年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名 称 所 在 地

井 本 医 院 旧 岩美郡福部村海士

新 岩美郡東村陸上

菊川医院 旧 八頭郡佐治村古市

新 八頭郡社村安藏

◇鳥取縣告示第五百四十五号

昭和二十六年九月鳥取縣告示第四百三十三号で公示した結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條の規定による指定医療機関の種類を次のように変更する。

昭和二十六年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名 称	所 在 地	指定医療機関の種類
飛田医院	日野郡溝口町大字溝口四二四番地	第一種を第一種に変更

人事委員會告示

◇鳥取縣人事委員會告示第二号

職員の勤務条件に関する措置の要求並びに不利益処分審査の請求に関する提出書類の様式を、それぞれ次のように定める。

00425

昭和二十六年十二月十四日

鳥取県人事委員会委員長 倉繁 良逸

一、勤務条件に関する措置の要求に関する提出書類様式

様式第一号

勤務条件の措置要求書

昭和 年 月 日

要求者氏名

鳥取県人事委員会委員長殿

地方公務員法第四十六條の規定に基き、左記のとおり勤務条件に関する措置を要求します。

記

一、要求者

職

所属部局

住所

氏名

二、要求事項

三、要求事由

四、交渉経過の概要

様式第二号

勤務条件の措置要求取下申出書

昭和 年 月 日

要求者氏名

鳥取県人事委員会委員長殿

昭和 年 月 日 附提出の勤務条件に関する措置の要求(の全部又は何々の部分)を左記の理由により取り下げます。

記

理由

二、不利益処分の審査の請求に関する提出書類様式

様式第三号

不利益処分の審査請求書

昭和 年 月 日

請求者氏名

鳥取県人事委員会委員長殿

地方公務員法第四十九條の規定に基き、左記のとおり不利益処分に関する審査を請求します。

00426

記

一、処分を受けた者の氏名

住所

生年月日

二、処分を受けた当時の職及び所属部局

三、処分を行った者の職及び氏名

四、処分の内容及び処分を受けた年月日

五、処分に対する不服の事由

六、口頭審査請求の有無及び公開又は非公開の別

七、処分説明書受領の年月日。但し未受領の場合には、

その交付請求の年月日

八、代理人の氏名

住所

職業

様式第四号

不利益処分の審査請求書記載事項変更届

昭和 年 月 日

請求者氏名

鳥取県人事委員会委員長殿

昭和 年 月 日 附提出の審査請求書の記載事項に変更を生じたから左記のとおりお届けします。

記

様式第五号

不利益処分の併合審査請求書

昭和 年 月 日

請求者氏名

住所

請求者氏名

住所

鳥取県人事委員会委員長殿

処分者(何々職何某)が行つた左記不利益処分の併合審査を請求します。

記

処分年月日

処分内容

処分者

被処分者

様式第六号

不利益処分の審査請求取下申出書

